

# 新税の枠組みについて

---

1. 課税対象（客体）について
  - （1）森林の考え方
  - （2）森林の開発区域の考え方
  - （3）再生可能エネルギー発電施設の考え方
2. 非課税事項について

# 税に関する議論の役割分担

◎：主に検討 ○：確認・必要に応じて検討

主な論点	審議会	税制研究会
税導入の必要性	◎	○
内、規制（税以外の手法）等による森林開発抑制の限界	◎	◎
再エネ計画との整合性	◎	
課税による誘導先	◎	○
用途	◎	○
課税客体	○	◎
内、対象エネ種	◎	○
内、森林開発面積の下限	◎	○
課税標準	○	◎
納税義務者	○	◎
税率	○	◎
徴収方法	○	◎
非課税事項	◎	◎
課税を行う期間	○	◎
骨子案	◎	○
最終案	◎	○

税制研究会の意見を踏まえ審議会で議論



# 1 課税対象（客体）について

## 課税客体の定義

森林の開発区域内に設置した再生可能エネルギー発電施設

森林、開発区域、再生可能エネルギー発電施設の考え方について、それぞれ現時点の案を説明

- (1) 森林の考え方
- (2) 開発区域の考え方
- (3) 再生可能エネルギー発電施設の考え方

# (1) 森林の考え方

## 新税における森林の定義

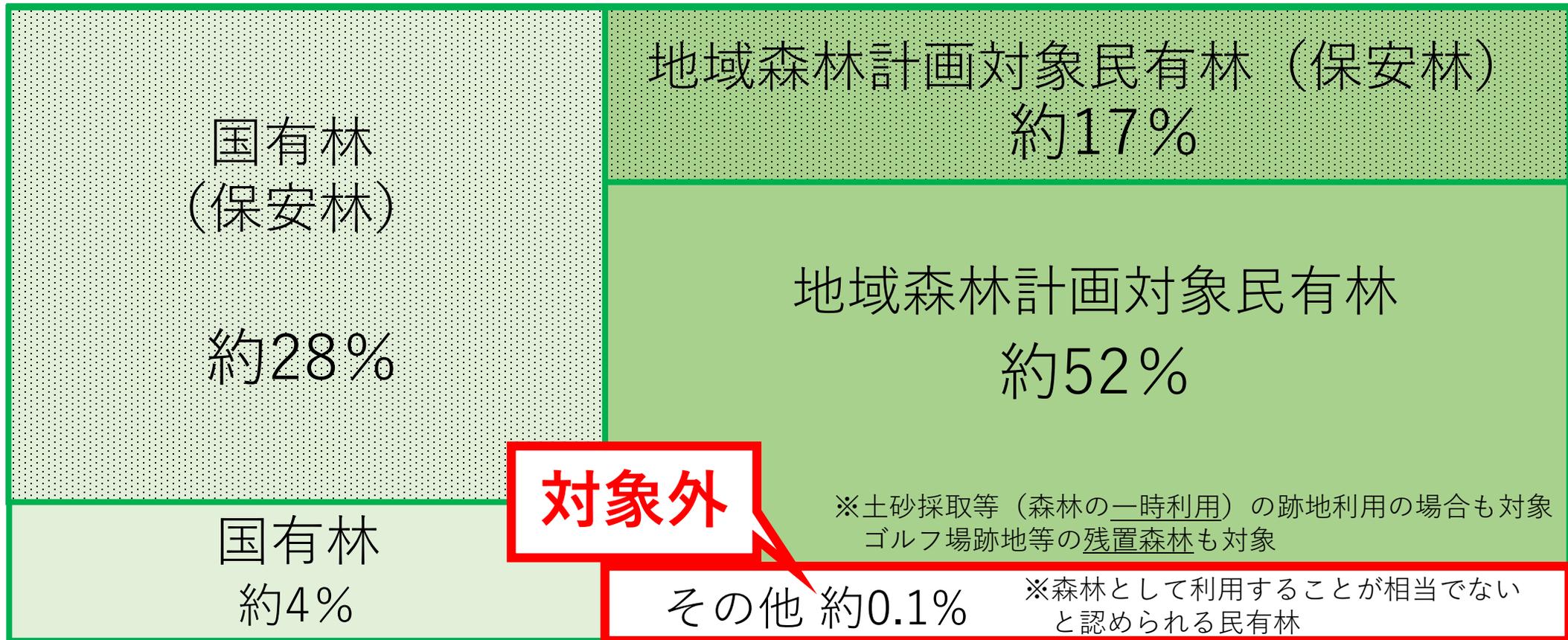
国有林及び地域森林計画対象民有林を対象とする。(森林のほぼ全てが該当)

※森林法の手続を経て、森林以外の用地となり開発が可能となるため、その前の段階で森林と判断する。  
再エネと異なる目的で開発許可を得て、その後に再エネを設置するような課税逃れへの対策も検討。

県土の約57%

国有林

民有林



注) 端数処理の関係で、合計が100%にならない。

## (2) 森林の開発区域の考え方

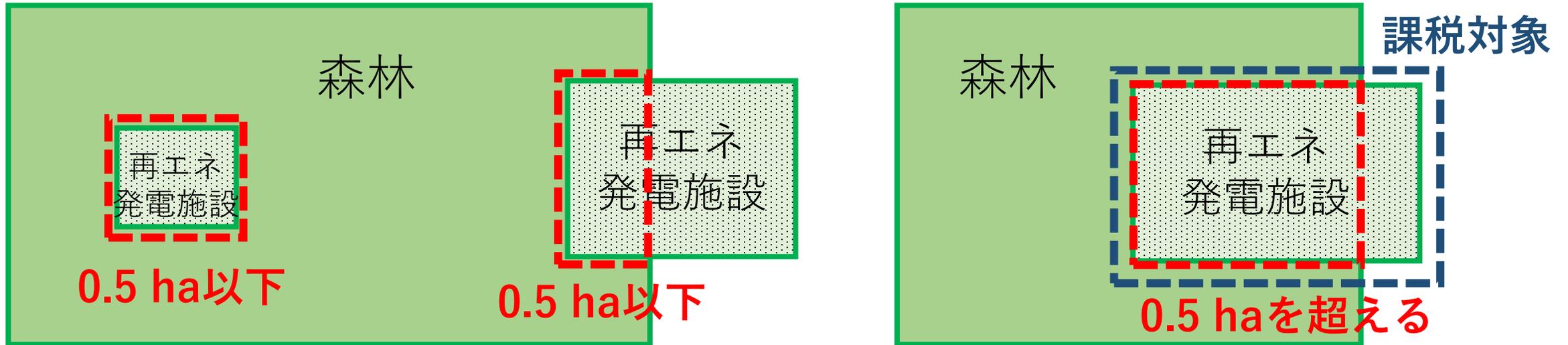
### ① 開発区域とは

開発行為（立木の伐採や、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）が行われた土地で構成される区域

### ② 開発面積の下限について

小規模開発及び事業区域の一部が森林にかかる場合を対象外とするため、開発面積の下限を設定

【案】 **0.5ha以下を除く**（太陽光発電の場合、林地開発面積が0.5haを超える場合、許可が必要（R5年度より））



対象となる森林の開発面積が0.5ha以下  
→ 課税対象外

対象となる森林の開発面積が0.5haを超える  
→ 発電施設全体が課税対象

※林地開発面積0.5haの場合の太陽光発電の規模(推計)：0.4MW程度（林地開発許可実績：平均1.2ha/MW）

【参考】環境影響評価制度の対象となる太陽光発電の規模：20MW以上（条例第2種事業）

### (3) 再生可能エネルギー発電施設の考え方

#### ①課税対象とする再生可能エネルギーの種類

再エネ発電事業のエネルギーは以下の5種類

①太陽光発電、②風力発電、③水力発電、④地熱発電、⑤バイオマス発電

この内、③水力発電の設置場所は河川やダム付近に、④地熱発電の設置場所は火山・地熱地帯に限られ、誘導先となる適地が限られるため、税による政策誘導が不可能である。

本税の目的と合致しないことが明らかであるため、**水力発電と地熱発電は課税対象外**とする。

#### (参考) 再エネ発電事業の種類別の状況等

	①太陽光	②風力	③水力	④地熱	⑤バイオマス
誘導先となる適地	あり	主に風況による	なし	なし	あり
適地誘導の可能性	あり	あり	なし	なし	あり

## 【参考】課税による誘導先（促進区域等）

### 課税による誘導先（想定例）

	2030年まで	2050年まで
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"><li>・住宅、事業所（工場、商業施設、公共施設）等</li><li>・遊休地（農地・ため池・沿岸部など）等</li><li>・<u>温対法に基づく促進区域等</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・イノベーションによる新たな形での導入</li><li>・住宅・事業所など</li><li>・現地リプレース</li></ul>
風力発電	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>温対法に基づく促進区域等</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・沿岸、洋上エリア （現状の課題を解決する新技術の導入によるもの）</li></ul>
バイオマス発電	<ul style="list-style-type: none"><li>・森林以外の農山漁村地域（地域資源活用）</li><li>・<u>温対法に基づく促進区域等</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・森林以外の農山漁村地域（地域資源活用）</li></ul>

## ② 課税対象となる発電施設の範囲

再生可能エネルギー発電施設（太陽光発電、風力発電及びバイオマス発電に限る）を構成する設備及び附属設備

※附属設備には、配線ケーブル、舗装された進入路や用水路、調整池、擁壁等を含む。

※建築物の屋根・屋上又は事業所・工場等に設置し、売電目的ではなく自家消費に用いるものを除く。

## 2 非課税事項について

### (1) 促進区域で実施される認定事業の発電施設について

国が進める**促進区域への導入を促進するため**、温対法に基づき、**市町村が定める促進区域で、認定事業として実施される「地域脱炭素化促進事業」の発電施設は非課税**とすることを検討。

### (2) 上記に準じる事業の発電施設について（(1) 以外の非課税事業）

**促進区域で行われる認定事業のほかにも、地域の合意が図られているなど、それに準じる事業と市町村が認め、県が認定した事業の発電施設は、非課税**にできるように、今後検討を進める。

※促進区域の設定が原則となるが、設定が間に合わない場合等を想定。

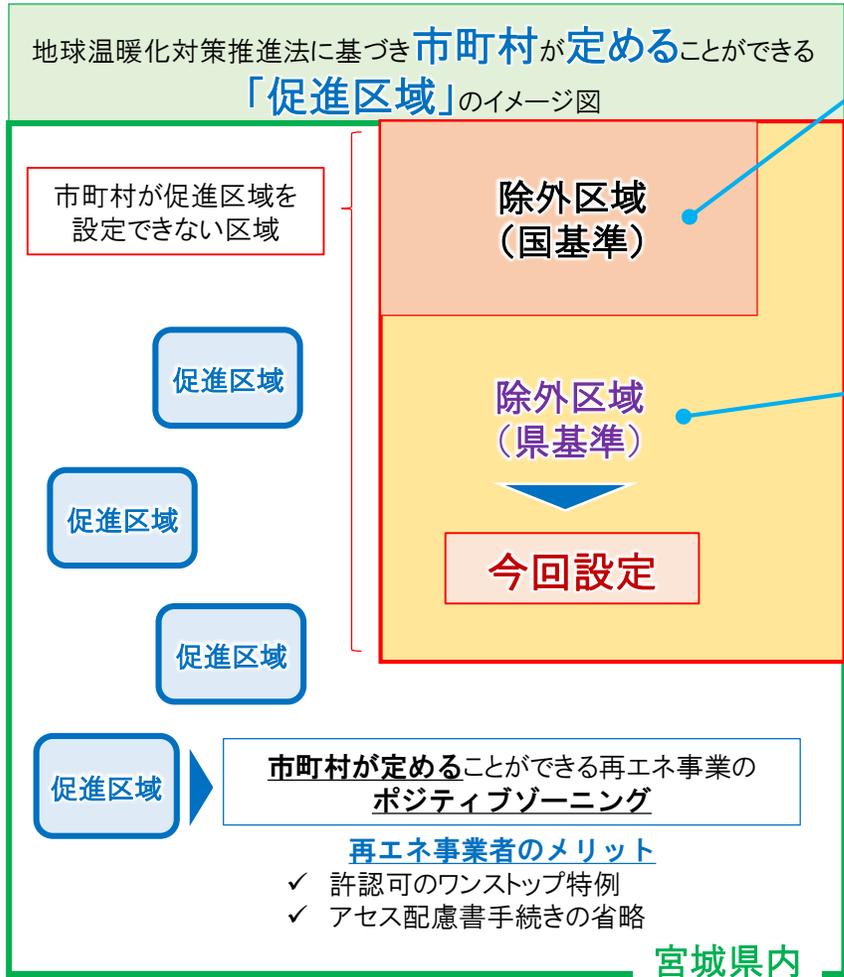
例1：地域の合意形成が図られており、地域の環境の保全のための取組や、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行う事業で、市町村の地球温暖化対策実行計画等に適合する事業

**例2：農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、市町村の基本計画に定める再エネ施設の促進区域（施設整備区域）で行われる認定事業**

※(1)の促進区域に農林地を含める場合は、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく区域設定の考え方に準じることとされているため。

「(仮称)みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」(最終案)の概要 (抜粋)

VII 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する基準 (本編7関連)



**除外区域(国基準)** 全てのエネルギー種が対象

- 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域(自然環境保全法)※
- 国立・国定公園の特別保護地区, 海域公園地区等(自然公園法)
- 国指定鳥獣保護区の特別保護地区(鳥獣保護法)
- 生息地等保護区の管理地区(種の保存法)※

※県内該当なし

**除外区域(県基準)** 全てのエネルギー種が対象

- 砂防指定地(砂防法)
- 保安林(森林法)
- 国立・国定・県立公園の特別地域(自然公園法・県立自然公園条例)
- 地すべり防止区域(地すべり等防止法)
- 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地法)
- 土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法)
- 県指定鳥獣保護区の特別保護地区(鳥獣保護法)
- 自然環境保全地域の特別地区(自然環境保全条例)
- 水道水源特定保全地域(ふるさと宮城の水循環保全条例)

※下線は国基準では「配慮が必要な区域」としているが、引き上げて「除外区域」に設定したもの

促進区域における環境配慮事項等については、必要に応じて別途規定